

債権の管理に関する基本方針

～自主財源の確保を進めるとともに、負担の公平性の確保を図るために～

平成25年7月
鈴鹿市

目 次

1	策定の経緯	1
2	金銭債権の分類	2
3	本市の現状と課題	
	(1) 現状	3
	(2) 課題	5
4	基本方針	
	(1) 基本的な考え方	6
	(2) 債権管理体制	6
5	具体的な取組と役割分担	
	(1) 債権の段階に応じた適正な管理	7
	(2) 全庁的な問題意識の共有と職員のレベルアップ	9
	(3) 債権所管課と一元化組織との連携の強化	9
6	《参考資料》	
	債権管理に関する全体イメージ	11
	債権管理にかかる概略	
	【強制徴収公債権】	12
	【非強制徴収公債権】	13
	【私債権】	14

1 策定の経緯

社会経済情勢の急激な変化や厳しい財政状況の中にあって、市政を着実に推進するためには、安定した財政基盤の確立の下で行政経営を行うことが非常に重要な課題である。本市においては、平成24年3月に「自治力の強化」に重点をおいた新たな『鈴鹿市行財政改革大綱』が示され、その大綱に基づき、平成24年度から平成27年度にかけ、トップマネジメントによって推進する取組の行動計画として、『鈴鹿市行財政改革アクションプラン』が策定された。

このアクションプランの中で、市税及び市税以外の公金の未収金対策を積極的に行い、自主財源の確保を進めるとともに、負担の公平性の確保を図るため、「徴収業務の一元化等取扱いの強化」が掲げられ、税等公金の徴収について、ノウハウや情報の共有化及び徴収業務の一元化の検討を進めていくこととなった。

このアクションプランに基づき、平成24年度には、市税及び主な市税以外の公金（税外収入金等）を所管する関係所属等（6部局10所属）で構成する、債権回収対策会議及び債権回収対策担当者会議が各々2回開催され、「基本的な債権管理は行政サービス提供所属とし、一元化窓口では一定の基準（高額、困難等）に達した案件のみの部分的な一元化による対応とする。」という取組方針が決定された。

また同時に、取組の核となる組織（準備室）の必要性についても結論づけがなされ、平成25年4月から納税課内に債権回収対策準備室が設置された。

平成25年度は、債権回収対策準備室が中心となり、債権のより適正な管理と回収を図るため、行政サービス提供所属≪債権所管課≫と一元化窓口≪債権回収対策準備室を含めた一元化組織≫のそれぞれの役割と相互関係を整理し、債権管理に関する基本方針を策定し、その具体的な取組を推進していくものとする。

2 金銭債権の分類

自治体が財産管理の対象とする債権は、地方自治法第240条第1項に規定されている金銭の給付を目的とする権利、即ち金銭債権（以下「債権」という。）である。債権は、その法的性質から公債権と私債権に大別される。公債権は、公法上の原因、つまり行政庁の処分（税の賦課処分等）により発生し、相手方の同意を要しない。公債権はさらに、自力執行権の有無の違いから強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類される。これに対して、私債権は私法上（民法等）の原因、つまり契約等による両当事者の合意に基づいて発生する。2種類の公債権と私債権の大きな違いは次のとおりである。

◆自力執行権の有無 《滞納処分(差押え等)の可否》

- 有り・・・強制徴収公債権のみ。地方税の滞納処分の例により滞納処分が可能
- 無し・・・非強制徴収公債権と私債権。滞納処分はできず、債権の回収には裁判所による回収手続が必要

◆債権の消滅 《「時効の援用」の必要性の有無》

- 公債権・・・強制、非強制ともに援用は不要。時効期間の経過により債権は消滅
- 私債権・・・時効の援用を要する。時効期間を経過しても債務者から時効の援用がなければ債権は消滅しない。

債権の種類別 事項	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
自力執行権の有無	有 り		無 し
《滞納処分の可否》	地方税の滞納処分の例により処分することができる。 <small>(地方自治法第231条の3第3項)</small>	滞納処分はできず、債権の回収には裁判所による回収手続が必要 <small>(地方自治法施行令第171条の2)</small>	
債権の消滅	時効期間の経過により消滅 <small>(地方自治法第236条)</small>		時効期間の経過のみでは消滅しない。 <small>(民法第145条)</small>
《「時効の援用」の必要性》	時効の援用は不要		時効の援用が必要
督促手数料の徴収	できる	できる	できない
延滞金の徴収	できる	できる	できない <small>(遅延損害金は徴収可)</small>
不服申立て	できる	できる	できない
債権の例	<ul style="list-style-type: none"> ・市税 ・国民健康保険税 ・介護保険料 ・保育所扶養義務者負担金(保育料)ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費返還金 ・児童手当返還金 ・農業集落排水処理施設使用料ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種貸付金償還金 ・市営住宅使用料 ・上水道使用料ほか

3 本市の現状と課題

(1) 現状

平成23年度末における本市の収入未済額は、約56億6千万円^{※1}となっている。その内訳は、市税と国民健康保険税の合計で約44億8千万円と全体の約8割を占めており、残りの約2割が税外収入金等であり、約11億8千万円の収入未済となっている。

また、収入未済額のうち、現年度分は約18億6千万円で約1/3を占めており、残りの約2/3、金額にして約38億円が過年度分となっている。

(単位：円)

H23年度末	総計	公債権			私債権
		強制徴収公債権	(うち市税と国民健康保険税)	非強制徴収公債権	
現年度	1,863,885,223	1,445,223,406	1,177,838,388	112,470,539	306,191,278
過年度	3,795,561,623	3,503,075,165	3,298,634,884	65,541,247	226,945,211
合計	5,659,446,846	4,948,298,571	4,476,473,272	178,011,786	533,136,489

※1 公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び上水道使用料については、公営企業会計のため、一部納期未到来分を含んでおり、納期到来後(H24. 4末時点)の未収額は約51億9千万円となる。

債権の種別ごとに分類すると次のとおりである。

ア 強制徴収公債権

全体で約49億5千万円あり、収入未済額全体の87.4%を占める。また、市税と国民健康保険税以外の5債権で約4億7千万円の未済額があり、その主なものは、保育所扶養義務者負担金(保育料)が約1億2千万円、介護保険料が約8千万円となっている。

	所管課	債権名	収入未済額(円)
強制徴収公債権	納税課	市税	2,172,920,638
	納税課	国民健康保険税	2,303,552,634
	長寿社会課	介護保険料	78,833,915
	子育て支援課	保育所扶養義務者負担金(保育料)	122,768,920
	保険年金課	後期高齢者医療保険料	10,063,182
	下水管理課	下水道事業受益者負担金等	41,968,764
	下水管理課	公共下水道使用料 ^{※2}	218,190,518
	合計		4,948,298,571

※2 公共下水道使用料については、公営企業会計への移行のため、一部納期未到来分を含んでいる。納期到来後(H24. 4末時点)の未収額は25,520,272円となる。

イ 非強制徴収公債権

全体で約1億8千万円あり、全体の約3.2%を占める。主なものとして、生活保護費返還金・徴収金が約1億4千万円となっている。

	所管課	債権名	収入未済額（円）
非強制徴収公債権	文化課	市民会館使用料	34,560
	文化課	文化会館使用料	239,670
	生活支援課	生活保護費返還金・徴収金	140,305,904
	障害福祉課	身体障害者施設入所者措置費負担金	318,900
	障害福祉課	知的障害者施設入所者措置費負担金	3,593,400
	障害福祉課	児童デイサービス事業費負担金	9,062
	障害福祉課	過年度在宅障害者手当返還金	36,000
	障害福祉課	過年度特別障害者手当返還金	93,640
	子育て支援課	児童手当・子ども手当返還金	1,266,000
	子育て支援課	児童扶養手当返還金	204,880
	保険年金課	一般被保険者診療報酬返納金	925,467
	保険年金課	出産育児一時金返納金	130,000
	集落排水課	農業集落排水処理施設使用料 ^{※3}	30,822,553
	その他		31,750
		合 計	178,011,786

〔 ※3 農業集落排水処理施設使用料については、公営企業会計への移行のため、一部納期末到来分を含んでいる。納期到来後(H24. 4末時点)の未収額は1,427,685円となる。 〕

ウ 私債権

全体で約5億3千万円あり、全体の約9.4%を占める。主なものとして、住宅新築資金等貸付金が約1億2千万円、市営住宅使用料が約8千万円となっている。

	所管課	債権名	収入未済額（円）
私債権	地域課	建物賃貸借料	20,500
	人権政策課	福祉資金貸付金	31,150,958
	人権政策課	住宅新築資金等貸付金	116,953,519
	長寿社会課	一般高齢者介護予防事業委託料返納金	120,000
	障害福祉課	障害者住宅整備資金貸付金	1,700,449
	健康づくり課	鈴鹿市応急診療所診療費	152,620
	商業観光課	広告料	1,365,000
	住宅課	市営住宅使用料	77,535,552
	住宅課	エレベーター維持管理費	173,561
	水道総務課	水道管破損弁償金	782,450
	営業課	上水道使用料 ^{※4}	302,866,786
	その他		315,094
		合 計	533,136,489

〔 ※4 上水道使用料については、公営企業会計のため、一部納期末到来分を含んでいる。納期到来後(H24. 4末時点)の未収額は52,816,125円となる。 〕

(2) 課題

本市の債権管理業務について、平成25年4月～5月にかけて、債権所管課への実態調査及びヒアリングを実施したところ、以下のような課題が明らかになった。

◆ 統一された処理基準の設定

債権管理業務に関して、各債権所管課が同じ水準で取組を推進していくためには、市全体の統一された処理基準が必要である。

◆ 専門的知識の蓄積とノウハウの体系化

債権所管課の多くは、行政サービスの提供を主な業務としていることから、債権管理業務に関してはやや不慣れな面が見受けられる。そのため、専門的知識の蓄積やノウハウの体系化が必要である。

債権の回収時にあっては、督促状の発送時期や方法、督促手数料や延滞金等の徴収、催告書の発送や納付相談に応じない未収者への対応、あるいは連帯保証人や相続問題等の権利関係が複雑化した債権の回収、さらには非強制徴収公債権や私債権といった財産調査権のない債権の回収などの問題に直面している。

また、債権の整理時にあっては、居所不明や生活困窮などの理由により実質的に回収が困難となった場合や私債権の消滅時効における債務者からの援用あるいは債権を放棄する場合の煩雑な手続に苦慮している。

◆ 債権管理体制の構築

定員適正化計画等を全庁的に進める一方で、権限移譲等により各課の事務量は増大している。このような状況下で、効率的かつ効果的に未収金対策に取り組むためには、債権管理体制の構築が必要である。

4 基本方針

(1) 基本的な考え方

本市の現状を把握したうえで、様々な課題をクリアし、自主財源の確保を進め、負担の公平性の確保を図るため、債権管理業務についての基本的な考え方を次のとおり定める。

1 債権の段階に応じた適正な管理

債権の管理にあたっては、各債権の根拠となる法令等を正確に把握し、債権の発生から回収に至るまでの各段階に応じて、適正な管理を行う。

具体的には、新たな未収債権の発生を抑制する取組を行うとともに、未収が発生した際には早期回収に努める。また、未収原因や未収者の状況把握に努め、滞納処分の執行等による回収を図る。

回収が困難又は見込みがない場合は、徴収猶予の措置又は滞納処分の執行停止や債権放棄の手続を進め、適正に不納欠損処理を行う。

2 全庁的な問題意識の共有と職員のレベルアップ

債権管理に関する条例等の制定やマニュアルを策定し、全庁的に統一された処理基準を構築し、その適正な運用の浸透を図るとともに、定期的に実務者研修会を開催し、職員のレベルアップを図る。

3 債権所管課と一元化組織の連携の強化

一元化組織は、債権所管課における取組を支援するため、必要に応じて指導と助言を行うとともに、債権所管課から条件を満たす案件の移管を受け、回収の強化を図る。また、債権所管課と一元化組織は緊密に連携し、債権管理業務に従事することはもちろんのこと、組織的・全庁的な対応を図る。

(2) 債権管理体制

債権管理業務については、債権所管課と一元化組織それぞれが、主体性を持って取り組むと同時に、それぞれの役割に応じた責任を担うこととし、新たな未収債権を発生させないよう、全庁的な取組を推進する。

(※参考資料「債権管理に関する全体イメージ」を参照)

5 具体的な取組と役割分担

基本方針に基づき、具体的な取組と役割分担を次のとおりとする。

(1) 債権の段階に応じた適正な管理

① 債権の発生と納期内納付の推進

【債権所管課】

ア 納期内納付の推進

債権の発生に際しては、制度の説明や十分な審査を行い、納期や納付方法を周知することにより納期内納付の推進を図る。

イ 納付機会拡大の検討

納付方法について、納期内の自主納付が期待できる口座振替の推奨を積極的に行う。また、市税や上水道使用料などですでに導入しているコンビニエンスストアでの収納等、納付機会の拡大を検討することにより、新たな未収債権の発生を抑制するよう努める。

② 未収債権が発生した際の速やかな対応

【債権所管課】

ア 督促状の送付

納期内に納付されず、未収債権が発生した際には、法令等に基づき督促状の送付を行う。

イ 催告と納付相談の実施

督促状の送付後も自主納付されない場合には、速やかに催告書の送付や電話催告を行うとともに、納付相談にも応じ、早期回収に努める。

ウ 督促手数料、延滞金（遅延損害金）の徴収

督促手数料、延滞金（遅延損害金）は、法令等に基づき適正に徴収する。

エ 管理台帳の整理

督促状や催告書の送付、未収者との折衝記録は、債権回収の際には重要な資料となるため、管理台帳（書面又は電磁的記録による）を整備するとともに、必要に応じて督促状や催告書の写しを保管する等、証拠の保全に努める。

③ 未収債権の回収

【債権所管課】

ア 納付資力の把握

督促や催告，納付相談にも応じない未収者に対しては，未収に至った原因や生活状況，資産状況の把握を行い，資力に応じた回収方法を検討する。

イ 時効の中断

生活困窮等により早期の納付が困難な場合には，分割納付誓約書等の徴取により，債務者から債務の承認を得て時効の中断を図るとともに，その後の分割納付の確実な履行を促す。

ウ 徴収の猶予

資力がない場合など，直ちに回収することが困難である場合は，地方税法に基づく徴収猶予や地方自治法施行令に基づく履行延期の特約等，徴収猶予の措置を適正に行う。

エ 滞納処分等の法的手続

資力を有するにも関わらず，特段の理由なく納付を怠り続ける者に対しては，強制徴収公債権については滞納処分（差押え等）を，それ以外の債権については裁判所による回収手続（支払督促等）などの法的措置を実施し，債権の回収を図る。

④ 債権の整理

【債権所管課】

ア 滞納処分の執行停止，債権の放棄

未収者に資力がない場合や所在不明の場合など，あらゆる努力を行ってもなお回収ができない債権は，滞納処分の執行停止や債権放棄の手続を行う。

イ 不納欠損

時効期間の満了や滞納処分の執行停止後3年の経過，あるいは債権の放棄等により債権が消滅した際には，適正に不納欠損処理を行う。

(2) 全庁的な問題意識の共有と職員のレベルアップ

① 条例等の制定による環境整備

【一元化組織】

ア 債権管理条例の制定

債権管理に関する事務手続を全庁的に統一し、法令等に基づき適正に管理できるように、債権管理に関する条例等を制定する。

特に債権の放棄については、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会での議決が必要となっている現状を鑑み、あらゆる努力を行ってもなお回収ができない債権を、適正かつ円滑に放棄するため、条例に債権の放棄及びその場合の議会への報告義務について規定する。

イ 債権管理に関するマニュアルの策定

債権の発生から回収に至るまでの取り扱いについて、債権の種類ごとに債権管理に関するマニュアルを策定し、全庁的にその適正な運用の浸透を図る。

② 研修会の開催等

【債権所管課・一元化組織】

基本方針、債権管理条例及び債権管理マニュアルの適正な運用の浸透を図り、適正な管理、効率的効果的な回収を図るとともに、定期的に実務者研修会を開催し、職員のレベルアップを図る。

(3) 債権所管課と一元化組織との連携の強化

① 一元化組織による回収強化

【一元化組織】

ア 債権所管課への指導と助言

債権所管課による滞納処分や裁判所による回収手続等の法的措置について、必要に応じて技術的な指導と助言を行う。

イ 移管債権の回収

債権所管課から移管を受けた案件について、法的措置の検討を行い、速やかに債権の回収強化に取り組む。

(移管案件の前提条件)

- I 債権所管課において督促や催告、納付相談等、相当の回収努力を行っていること。
- II 原則として過年度の未収債権であること。
- III 高額案件又は徴収困難案件であること。

② 連携の強化

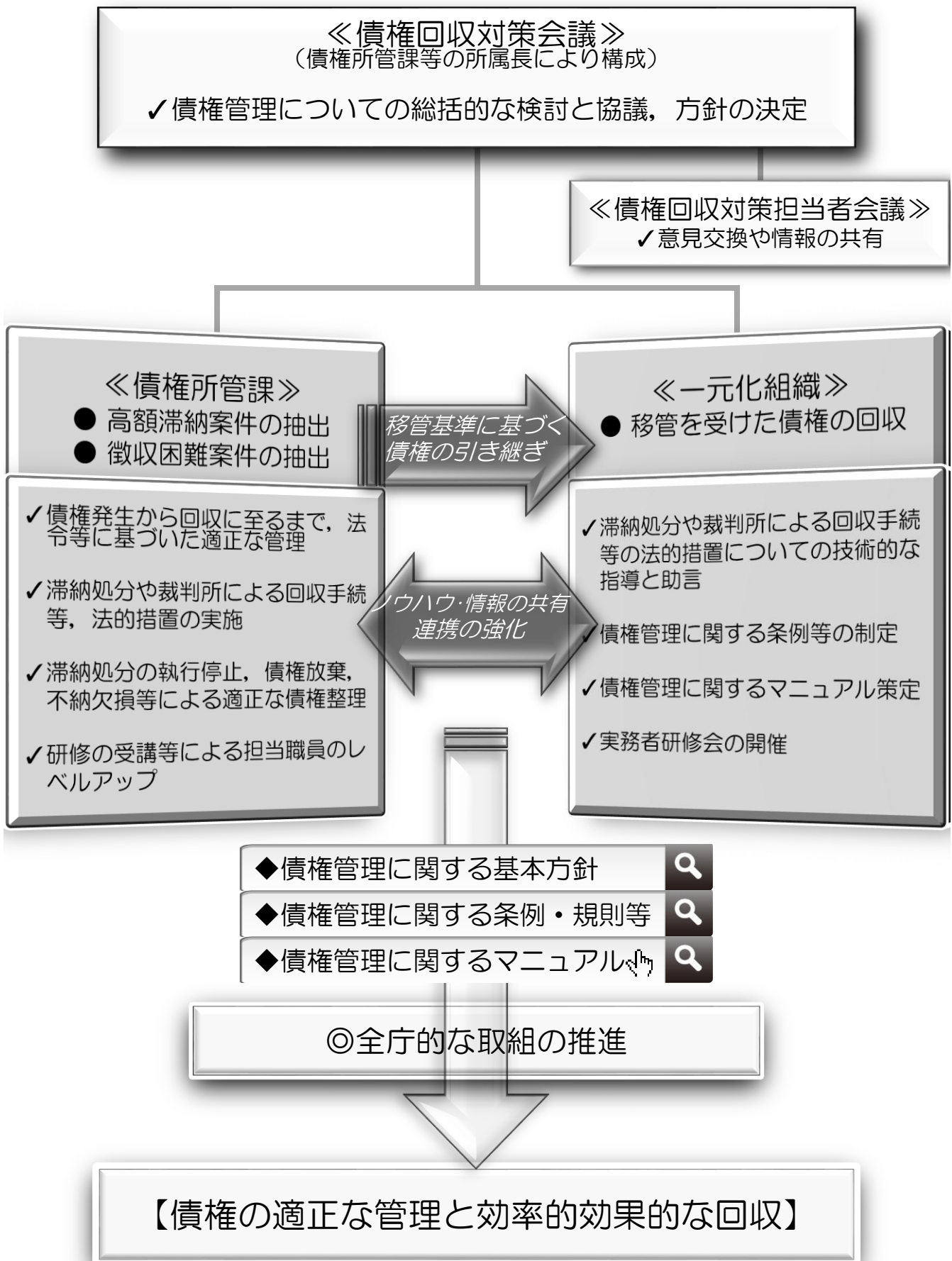
【債権所管課・一元化組織】

債権所管課と一元化組織は、緊密に連携し、互いに蓄積されたノウハウと情報を共有し、債権管理業務に取り組む。

また、主な債権所管課の所属長等により構成される債権回収対策会議や担当者等により構成される債権回収対策担当者会議を開催し、未収債権に対する総合的な検討と協議を行い、組織的・全庁的な対応を図る。

6 《参考資料》

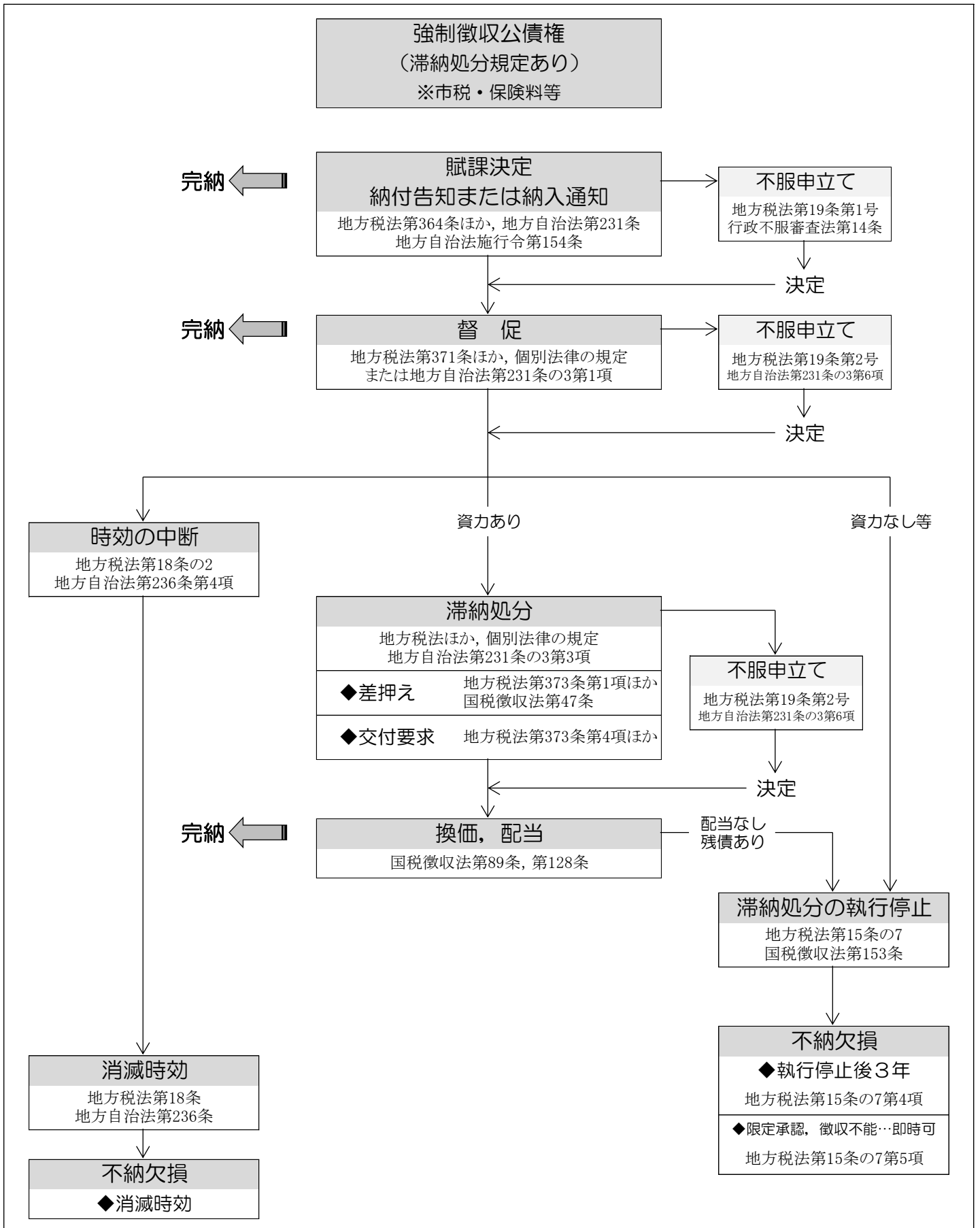
債権管理に関する全体イメージ



債権管理にかかる概略【強制徴収公債権】

(回収に際して裁判所の関与が不要な債権)

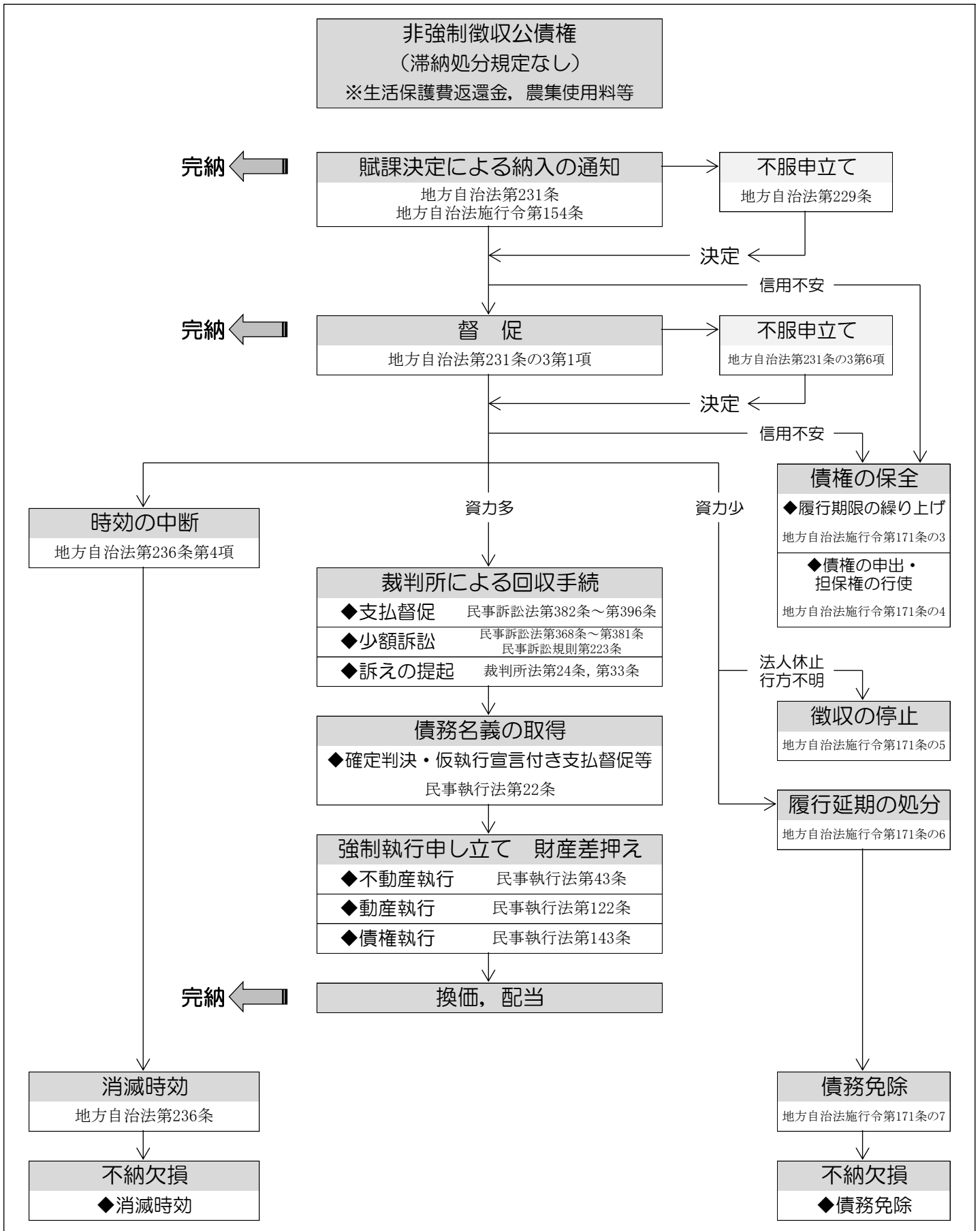
※地方税法の条文は固定資産税を例に記載



(出典) 青田悟朗「自治体の有する債権の管理(第3回)」自治体法務NAVI(vol.22)(2008年)63頁を一部修正

債権管理にかかる概略【非強制徴収公債権】

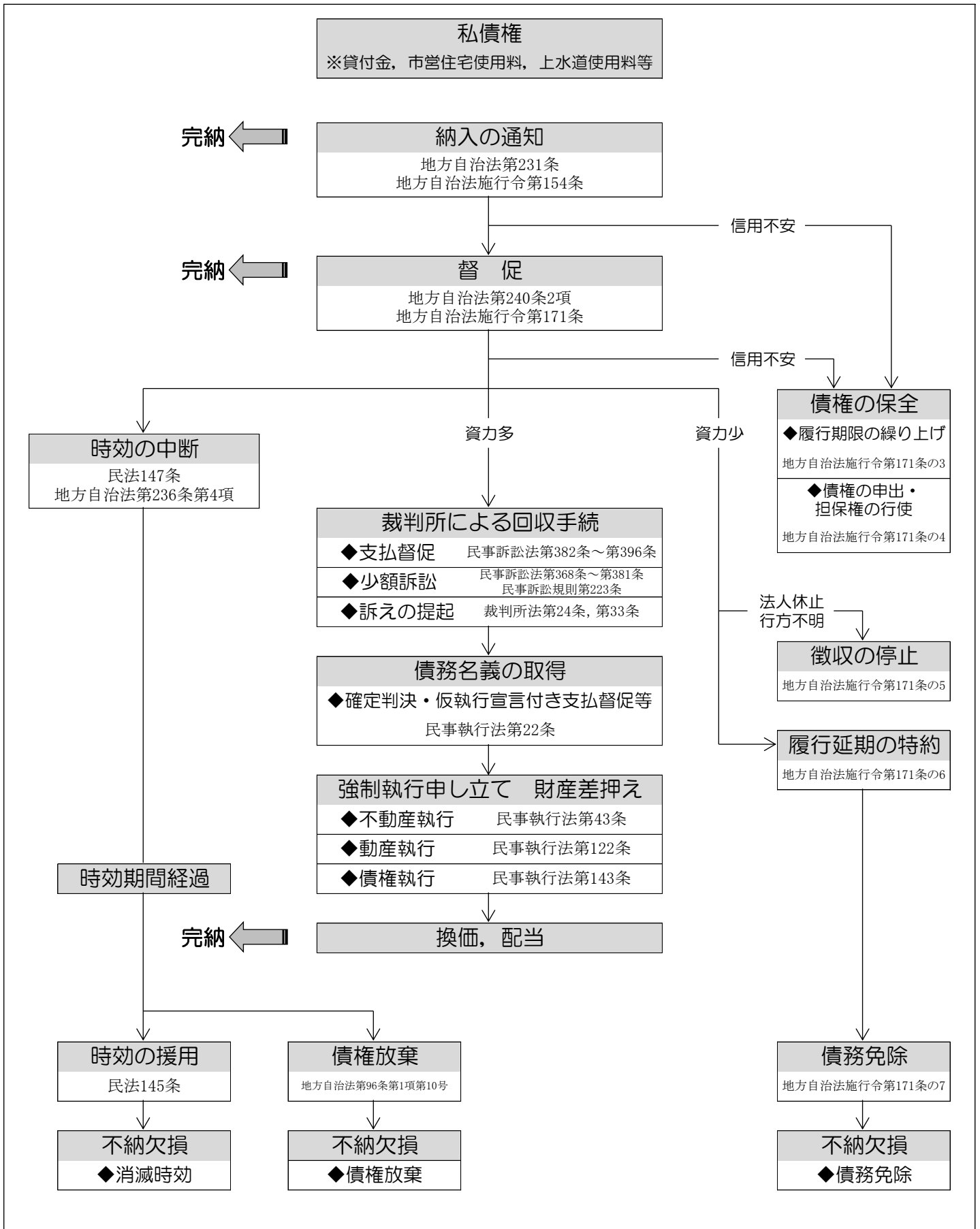
(債務者の財産から債権を回収するには、裁判所による回収手続が必要な債権)



(出典) 青田悟朗「自治体の有する債権の管理(第3回)」自治体法務NAVI(vol.22)(2008年)65頁を一部修正

債権管理にかかる概略【私債権】

(債務者の財産から債権を回収するには、裁判所による回収手続が必要な債権)



(出典) 青田悟朗「自治体の有する債権の管理(第3回)」自治体法務NAVI(vol.22)(2008年)68頁を一部修正